訪問型サービスコード表（令和８年６月）

サービスコード 種類	サービスコード 項目	サービス内容略称	算定項目				合成単位数	算定単位
A2	1111	訪問型独自サービス１１	イ　１週当たりの標準的な回数を定める場合		(1)　１週に１回程度の場 1176 単位		1,176	1 月につき
A2	2111	訪問型独自サービス１１日割				日割の場合 39 単位	39	1 日につき
A2	1211	訪問型独自サービス１２			(2)　１週に２回程度の場合 2349 単位		2,349	1 月につき
A2	2211	訪問型独自サービス１２日割				日割の場合 77 単位	77	1 日につき
A2	1321	訪問型独自サービス１３			(3)　１週に２回を超える程度の場合 3727 単位		3,727	1 月につき
A2	2321	訪問型独自サービス１３日割				日割の場合 123 単位	123	1 日につき
A2	C211	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算１１	高齢者虐待防止措置未実施減算	イ１週当たりの標準的な回数を定める場合	(1)　１週に１回程度の場合	12 単位減算	−12	1 月につき
A2	C220	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算１１日割				日割の場合 1 単位減算	−1	1 日につき
A2	C212	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算１２			(2)　１週に２回程度の場合	23 単位減算	−23	1 月につき
A2	C213	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算１２日割				日割の場合 1 単位減算	−1	1 日につき
A2	C214	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算１３			(3)　１週に２回を超える程度の場合	37 単位減算	−37	1 月につき
A2	C215	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算１３日割				日割の場合 1 単位減算	−1	1 日につき
A2	D211	訪問型独自業務継続計画未策定減算１１	業務継続計画未策定減算	イ１週当たりの標準的な回数を定める場合	(1)　１週に１回程度の場合	12 単位減算	−12	1 月につき
A2	D220	訪問型独自業務継続計画未策定減算１１日割				日割りの場合 1 単位減算	−1	1 日につき
A2	D212	訪問型独自業務継続計画未策定減算１２			(2)　１週に２回程度の場合	23 単位減算	−23	1 月につき
A2	D213	訪問型独自業務継続計画未策定減算１２日割				日割りの場合 1 単位減算	−1	1 日につき
A2	D214	訪問型独自業務継続計画未策定減算１３			(3)　１週に２回を超える程度の場合	37 単位減算	−37	1 月につき
A2	D215	訪問型独自業務継続計画未策定減算１３日割				日割りの場合 1 単位減算	−1	1 日につき
A2	6001	訪問型独自サービス同一建物減算１	事業所と同一建物の利用者等にサービスを行う場合	事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者 20 人以上にサービスを行う場合		所定単位数の　10%減算		1 月につき
A2	6003	訪問型独自サービス同一建物減算２		事業所と同一建物の利用者 50 人以上にサービスを行う場合		所定単位数の　15%減算		
A2	6002	訪問型独自サービス同一建物減算３		同一の建物等に居住する利用者の割合が 100 分の 90 以上の場合		所定単位数の　12%減算		
A2	8000	訪問型独自サービス特別地域加算	特別地域加算			所定単位数の　15%加算		
A2	8001	訪問型独自サービス特別地域加算日割				所定単位数の　15%加算		1 日につき
A2	8100	訪問型独自サービス小規模事業所加算	中山間地域等における小規模事業所加算			所定単位数の　10%加算		1 月につき
A2	8101	訪問型独自サービス小規模事業所加算日割				所定単位数の　10%加算		1 日につき
A2	8110	訪問型独自サービス中山間地域等提供加算	中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算			所定単位数の　5%加算		1 月につき
A2	8111	訪問型独自サービス中山間地域等提供加算日割				所定単位数の　5%加算		1 日につき
A2	4001	訪問型独自サービス初回加算	ハ　初回加算			200 単位加算	200	1 月につき
A2	4003	訪問型独自サービス生活機能向上連携加算Ⅰ	ニ　生活機能向上連携加算		（１）生活機能向上連携加算（Ⅰ）	100 単位加算	100	
A2	4002	訪問型独自サービス生活機能向上連携加算Ⅱ			（２）生活機能向上連携加算（Ⅱ）	200 単位加算	200	
A2	6102	訪問型独自口腔連携強化加算	ホ　口腔連携強化加算			50 単位加算	50	月 1 回限度

A2	6269	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅰ１	へ　介護職員等処遇改善加算	（１）介護職員等処遇改善加算（Ⅰ）イ	所定単位数の 270/1000 加算		１月につき
A2	6183	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅰ２		（２）介護職員等処遇改善加算（Ⅰ）ロ	所定単位数の 287/1000 加算		
A2	6270	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅱ１		（３）介護職員等処遇改善加算（Ⅱ）イ	所定単位数の 249/1000 加算		
A2	6184	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅱ２		（４）介護職員等処遇改善加算（Ⅱ）ロ	所定単位数の 266/1000 加算		
A2	6271	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅲ		（５）介護職員等処遇改善加算（Ⅲ）	所定単位数の 207/1000 加算		
A2	6380	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅳ		（６）介護職員等処遇改善加算（Ⅳ）	所定単位数の 170/1000 加算		

※合成単位数については、国が規定する単位数を勘案し、市町村が規定する。なお、５つまで独自の単位数を定められるようにサービスコードを定義する。同一建物減算、特別地域加算、中山間地域等における小規模事業所加算、中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算、介護職員処遇改善加算、介護職員等特定処遇改善加算及び介護職員等ベースアップ等支援加算は、すべてのパターンで共通して使用するサービスコードである。